

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
寺 戸 憲 司	松山地方裁判所 判事補	米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面		
平成26年8月11日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月1日～8月11日）		
同年7月1日～7月6日 生活の立ち上げ		
同年7月7日～8月1日 カリフォルニア大学デービス校においてサマープログラム (Orientation In U.S.A Law) を受講		
同年8月2日～8月11日 カリフォルニア大学デービス校での秋学期の授業受講の準備等		
キーワード欄		
・ カリフォルニア大学デービス校サマープログラム (Orientation In U.S.A Law) の受講		
・ 		

平成26年8月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡（第1回）

平成26年7月1日～8月11日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 生活の立ち上げ



第2 カリフォルニア大学デービス校サマープログラムの受講等

- 1 7月7日から8月1日までの4週間、同プログラムに参加しました。同プログラムは、LLMに入学予定の学生や米国外の法律実務家等に対し、アメリカの司法制度の概要について、基本的な知識を幅広く提供する入門講座です。全体の参加者は約55名であり、そのうち日本人は20名強（裁判官は5名）でした。同プログラムの受講料等については、カリフォルニア大学デービス校のVisiting Scholarであることを考慮していただき、例年同様、全て免除していただきました。もっとも、受講料免除等の詳細については、担当者間の連絡や引き継ぎが必ずしも十分でないようであり、実際、当初は登録料（150ドル程度）を請求されるなどしました。なお、この件については、問い合わせの結果、登録料支払は不要とのことでした。来年度以降も、担当者との連絡については、過去の例を参考にしつつ行うとよいのではないかと思います。
- 2 同プログラムの内容は、①講義（双方向型のものやパネルディスカッション形式のものも含む。）、②グループワーク、③フィールドワークの3つに大別

されます。まず、①講義としては、憲法、民刑の各訴訟法、契約法、救済法、財産法、不法行為法、会社法、証券法、国際契約法、倒産法、知的財産法、環境法、租税法等を扱う法律講座に加え、陪審員の心理学についての講義や死刑制度に関するパネルディスカッションなど多岐にわたり、大変興味深いものでした。また、②グループワークとしては、架空の国の憲法の起草等の課題や憲法問題を題材にした模擬裁判を行いました。これらの準備段階で各国からの参加者と議論を行うのですが、法制度の相違等から、各々の考え方の前提が大きく異なることも多く、非常に新鮮な経験をすることができました。さらに、③フィールドワークとしては、ジェイル見学、サクラメントの州裁判所での裁判傍聴、サンフランシスコ市内の弁護士事務所への訪問等を行いました。

- 3 また、サマープログラムの開始前に、受入れ事務担当者の [REDACTED] 氏に挨拶にうかがったところ、事務方の各担当者を紹介して下さるなど、今後の研究生生活を行う上で、非常に有益でした。さらに、受講期間中、 [REDACTED] [REDACTED] に挨拶をさせていただいたところ、あたたかい激励のメッセージをいただきました。

第3 秋学期授業受講の準備等

サマープログラム終了後、 [REDACTED] [REDACTED] 生活環境は比較的整ってきました。

現在、秋学期授業の受講に向け、Visiting Scholarを担当して下さっている [REDACTED] [REDACTED] と聴講科目決定のための面談を行うことになっています。また、サクラメントの連邦裁判所、州裁判所を訪れ、歴代研究員と懇意にしてくださっている裁判官、裁判所職員の方々にまずは挨拶にうかがう予定です。

最後になりましたが、秘書課の皆様ほか、多くの方々のお力添えにより円滑に在外研究を開始できましたことを改めてお礼申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
寺 戸 憲 司	松山地方裁判所 判事補	米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面		
平成26年9月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月12日～9月8日）		
同年8月12日～22日 秋学期授業の聴講科目の決定、オリエンテーションへの参加		
同年8月25日より カリフォルニア大学デービス校ロースクールで秋学期授業を聴講		
キーワード欄		
・ 秋学期授業の聴講科目の決定 ・ LLMオリエンテーションへの参加 ・ 秋学期授業の聴講 ・ サクラメント郡上位裁判所等訪問のアポイント		

平成26年9月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡(第2回)

平成26年8月12日～9月8日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 ロースクールの受入担当教授への挨拶と秋学期授業の聴講科目の決定

サマープログラム終了後、8月18日に、visiting scholarの受入担当教授である[]に挨拶をさせていただくとともに、聴講科目の相談をさせていただきました。ロースクールのホームページや過去の報告書簡等を参考にしつつ、同教授と相談の上、Judicial Process(司法手続)とEvidence(証拠法)の授業を聴講することとしました。なお、visiting scholarの授業の聴講については、原則として、この相談後に[]から授業を担当する各教授に対して伺いを出した上で聴講の可否が決まるため、授業への参加が多少遅れる場合があるとのことでした。

また、秋学期授業に関し、サマープログラム中に知り合った留学生からLLM生向けのオリエンテーションが開かれることを聞き、担当者に問い合わせをしたところ、参加は可能である旨返事をいただいたため、秋学期開始前の8月20日から22日までの間に同オリエンテーションに参加しました。同オリエンテーションでは、司法試験に関連する情報など、直接には研究活動に関係しないものもありましたが、授業の準備方法や学内電子サイトの使用方法等といった有益な情報も多く提供される上、LLM生全員と面識を持つ機会があるという点で、

visiting scholar にとっても有意義なものであるように思いました。

第2 秋学期授業の聴講等

- 1 Judicial Process (週1回110分)の聴講については、上記の原則的な手順を踏まなくてもよいとのことでしたので、初回の授業の際に、担当教授に聴講の希望を直接お伝えしたところ、ご快諾いただきました。この授業は、サクラメント郡上位裁判所の[]が、裁判官の判断過程等につき講義を行うというものです。今後、[]以外の裁判官もゲストスピーカーとして授業を担当してくださるとのことですので、自身の研究分野に近い裁判官がスピーカーになった際には、インタビュー等をお願いしてみようと思っています。
- 2 Evidence(週3回230分)の授業については、聴講科目の相談後に[]が体調を一時的に崩されていた関係もあってか、秋学期が始まって聴講の可否の連絡が来ませんでした。このため、毎週金曜日に開かれるLLM生のミーティングに参加した際に同教授に状況をお聞きしたところ、Evidenceの担当の[]から聴講を了承する旨の返事をいただいているとのことでしたので、直近の授業から参加する予定です。
- 3 また、今後、秋学期の授業の聴講と並行して、近郊の裁判所で傍聴を行うことを予定しています。歴代研究員もお世話になっている裁判所関係者に対し、挨拶と今後の研究の相談をしたい旨連絡をさせていただいたところ、9月9日にサクラメント郡上位裁判所の[]と[]に、9月16日に東部カリフォルニア郡連邦地方裁判所[]に会っていただけることになりました。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 寺 戸 憲 司	所属庁・官職 松山地方裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面 平成26年10月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月9日～10月9日） 同年9月9日より 引き続きカリフォルニア大学デービス校ロースクールで秋学期授業を聴講 同年9月9日及び16日 東部カリフォルニア連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所訪問		
キーワード欄 ・ 秋学期授業の聴講 ・ 東部カリフォルニア連邦地方裁判所訪問 ・ カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所訪問 ・ アテンド準備等		

平成26年10月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡 (第3回)

平成26年9月9日～10月9日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 秋学期授業の聴講

1 Judicial Process (司法手続。週1回110分)

前回の報告以降、同授業を聴講しており、担当教授である [] から、
任官に関する制度や裁判官の判断過程等を話題として講義が行われたほか、同僚
裁判官等をゲストスピーカーとしたパネルディスカッションも行われました。

2 Evidence (証拠法。週3回230分)

前回の報告以降、担当の [] に聴講の挨拶をさせていただいた上で同授
業の聴講を開始しました。この授業は、ケースブックに基づき、主として連邦証
拠法につきソクラテスメソッドで講義を行うものとなっています。これまでのと
ころ、関連性、性格証拠、伝聞証拠等につき講義が行われていますが、特に伝聞
証拠の排除については、日本の刑事訴訟法と発想を同じくする部分も多く、翻っ
て、日本法につき考え直すよいきっかけとなっています。また、授業における教
授から学生への問いかけも、例えば、弁護士であれば法廷においてどのように異
議を出すべきか、また、相手方弁護士としてはどのように対応するかなどといっ
た実践的なものも多く、授業の方法論自体についても興味深く聴講しております。

第2 東部カリフォルニア連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所の訪問等

授業の合間を利用し、歴代研究員と大変懇意にいただいている裁判所関係者への挨拶を行いました。9月9日には、東部カリフォルニア連邦地方裁判所において[REDACTED]に、9月16日には、カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所において[REDACTED]氏と[REDACTED]に挨拶をさせていただき、いずれも暖かい歓迎の言葉を頂戴しました。特にサクラメント郡上位裁判所のお二方からは、傍聴等で便宜を図ってくださる旨仰っていただいたので、自身の研究テーマ（民事大規模訴訟・複雑訴訟）に造詣の深い裁判官を紹介してもらえようお願いしたところ、ご快諾いただきました。また、挨拶後の時間を利用して各裁判所で事件の傍聴を行いました。傍聴したのはいずれも陪審事件で、民事では不当解雇事件を、刑事では強盗致傷事件を傍聴しました。刑事の共同被告事件については、各被告人間で言い分の食い違いが大きく、日本であれば、併合審理を行わないように思われました。このような差異がなぜ生じるのかについて、制度自体についてもより理解を深めつつ、担当裁判官から直接話を伺う機会があればこの点を質問してみようと考えております。

第3 アテンド準備等

秘書課から、最高裁経理局の光田和秀専門官及び札幌簡裁の田野史雄主任書記官のアテンド依頼があり、現在、各出張予定者と連絡を取るなどして準備中です。各アテンドの準備状況や結果等については、おって具体的な報告をさせていただく予定です。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
寺 戸 憲 司	松山地方裁判所 判事補	米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面		
平成26年11月7日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月10日～11月7日）		
同年10月10日より 引き続きカリフォルニア大学デービス校ロースクールで秋学期授業を聴講		
同年10月14日，21日，11月4日 カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で裁判傍聴		
キーワード欄		
・ 秋学期授業の聴講		
・ カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所での裁判傍聴		
・ アテンド準備等		

平成26年11月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡 (第4回)

平成26年10月10日～11月7日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 秋学期授業の聴講

- 1 前回以降も引き続き秋学期授業を聴講しています。Judicial Process (司法手続) の授業では、カリフォルニア州裁判所の控訴審裁判官から話を聞く機会がありました。その話の中でも、第1審の事実認定、とりわけ陪審員のした事実認定の尊重についての話題は非常に興味深いものでした。また、別の日には、担当教授の[]が自身の経験を交えつつ、量刑についての話をされました。この話の中で、[]が、判決宣告後、自動車事故の量刑に不満を持つ被害者遺族に対して、法定刑の枠について説明をするとともに、改正のため立法に働きかけることまで示唆されたというエピソードが出てきました。同事件は社会的にも注目されており、新聞報道も多かったとのことですが、立法への働きかけまで示唆された点について特に批判する報道はなかったそうです。

控訴審の審理構造が日本とは異なる点や裁判官の任用に選挙制が取り入れられている点など、法制度が異なるという要素も大きいのだと思いますが、仮に日本

で同じ制度が採用されていたとしても、同様の状況や考え方にはならないように思われ、このような差異が生じる理由として、文化や歴史の違いが非常に大きく影響しているように感じられました。

- 2 また、Evidence（証拠法）の授業についても、証拠排除の規定の中には、陪審員への悪影響を主として念頭においているものがあり、これらは、法文上は裁判官裁判と陪審裁判とで適用に区別を設けていないものの、実際は適用の厳格さに差があるとの指摘など、興味深い内容が多いものとなっています。

第2 カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所での裁判傍聴

授業の合間を利用し、上記裁判所において民事では交通事件等を、刑事では殺人事件等を傍聴しました。このうち殺人事件においては、陪審員に対して評議対象等を説明するinstruction（説示）の内容を決めるための三者打合せを傍聴したのですが、短時間のうちに判例等を互いに指摘しつつ非常に濃い内容に詰めていた点が印象的でした。

第3 アテンド準備等

12月8日から12日までサクラメントを訪問予定の最高裁経理局光田和秀専門官のアテンドに関し、サクラメント郡上位裁判所事務局の[REDACTED]にインタビュー先等の紹介をしていただけることになりました。現在、人選をいただいている最中ですが、訪問予定日まであまり間がないので、紹介を受け次第、速やかに訪問の詳細を詰める予定です。また、来年2月にサクラメントを訪問予定の札幌簡裁田野史雄主任についても、スカイプなどでの打合せを経て調査事項が固まりつつあるところです。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
寺 戸 憲 司	松山地方裁判所 判事補	米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面		
平成２６年１２月１１日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成２６年１１月８日～１２月４日）		
同年１１月８日より 引き続きカリフォルニア大学デービス校で秋学期授業を聴講 同年１１月１０日，２１日，２５日，１２月４日 カリフォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で裁判傍聴		
キーワード欄		
・秋学期授業の聴講 ・カリフォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で の裁判傍聴 ・アテンド準備等		

平成26年12月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡（第5回）

平成26年11月8日～12月4日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 秋学期授業の聴講

前回以降も引き続きJudicial Process（司法手続）とEvidence（証拠法）の2つの授業を聴講し、これらの授業は12月4日に終了しました。Judicial Process（司法手続）の授業では、担当教授の[REDACTED]から自身の経験を交えたお話を聞くことができたほか、刑事弁護人等もゲストスピーカーとして招かれ、実務家の様々なお話を聞くことができ、とても参考になりました。

また、Evidence（証拠法）については、医者などのexpert（専門家）が証人になる場合の規律等についての授業が行われました。これまでの証拠法の授業を通じて、証拠採用に関するルールが非常に詳細に定められていることを度々実感しています。このように詳細なルールが定められている要因の一つとして、陪審員が不適切な証拠に触れることを防ぐという目的があるものと思われ、日本における証拠法を改めて考え直すきっかけにもなりました。

第2 カリフォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所

での裁判傍聴

授業の合間を利用し、カリフォルニア東部連邦地方裁判所において、民事の期日間整理手続等や、刑事のarraignment（罪状認否）手続やsentencing（判決宣告）手続等を傍聴しました。サクラメント郡上位裁判所では、民事付随申立の集中部（department 53）において傍聴を行い、また、刑事の陪審員裁判の選任手続及びトライアルを傍聴しました。このうち、民事付随申立においては、供述調書（deposition）の証拠採用の申立てに関し、決定前の審尋が行われているところを傍聴しました。同部の[]の厚意で審尋前のresearch attorney（州の法曹資格を有している調査官）との進行方針の打合わせに立ち会わせていただくことができ、その後の審尋手続における訴訟指揮について忌憚なく意見を交わしている状況を見せていただいた上、各当事者の主張立証上の難点について説明していただくなど貴重な経験となりました。

第3 アテンド準備等

12月8日から12日までサクラメントを訪問予定の最高裁経理局光田和秀専門官のアテンドに関し、サクラメント郡上位裁判所事務局の[]を通じJudicial Council of California（カリフォルニア州裁判所の事務局）のサクラメント地区最高責任者やサクラメント郡上位裁判所の会計最高責任者（Chief Account officer）など数名の方とのアポイントメントを取りました。具体的な内容と結果については次回の書簡において報告させていただきたいと思います。また、来年3月にサクラメントを訪問予定の札幌簡裁田野史雄主任についても、調査事項が固まったところですので、アポイントメント取りを開始する予定です。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 寺 戸 憲 司	所属庁・官職 松山地方裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面 平成27年1月7日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月8日～平成27年1月7日） 平成26年12月8日より 裁判傍聴及び最高裁経理局光田和秀専門官のアテンド等		
キーワード欄 ・ カリフォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で の裁判傍聴 ・ [REDACTED] へのインタビュー ・ 最高裁経理局光田和秀専門官のアテンド		

平成27年1月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡（第6回）

平成26年12月8日～平成27年1月7日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 裁判傍聴等

秋学期授業は12月4日に終了し、カリフォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で裁判傍聴を行いました。

カリフォルニア東部連邦地方裁判所においては、刑事及び民事の陪審員選任手続、冒頭手続及びトライアル等を傍聴し、また、サクラメント郡上位裁判所では、詐欺被告事件の陪審員選任手続及びトライアルを傍聴しました。

このほか、サクラメント郡上位裁判所において主に刑事事件を担当しておられる [] から話を聞かせていただく機会があり、傍聴等で気になっていた点について、同裁判官の見解をお聞きすることができました。これまでの傍聴では、証人尋問の際に、裁判官や陪審員が補充尋問をしているのを一度も見たことがなかったため、この点について質問しました。同裁判官は、陪審員裁判の場合、裁判官については事実認定者でないこと、陪審員については証拠法則上許されない質問をしてしまう可能性が高いとの点があることも一つの根拠として指摘されていました。同裁判官は、他にも色々な根拠を挙げていましたが、とりわけ私の印象に残ったのが、質問というものは特定の立場や見解に立つこ

とを前提としているため、判断者は質問を行うことに非常に謙抑的にならなければならず、真実発見の要請を考慮してもこのことは基本的に妥当するとおっしゃっていたことです。

当事者主義と真実発見の要請との関係につき、日米でスタンスに違いがあるため、そのまま日本に当てはまるものではないとは思いますが、これまで自分が補充尋問を行う中であまり明確には意識してこなかったところであり、非常に有益な示唆をいただきました。また、刑事事件の陪審員選任手続の多くで、候補者の名前、居住地域、仕事、家族構成等が被告人の面前で質問されていたため、個人特定情報秘匿の観点から問題はないのかをお聞きしましたが、殺人等の凶悪犯罪では考慮の上で質問を限定することもあるが、被告人が公平な裁判を受ける権利を保障するという観点からは、限定は容易には認められないとのことでした。日本において受け入れられるかはともかく、アメリカにおける訴訟観の一端を見ることができたように思います。

第2 最高裁経理局光田和秀専門官のアテンド等

最高裁経理局光田和秀専門官が、裁判所庁舎を建設するための工事契約手続等の実情の調査のためサクラメントを訪問されたので、12月8日から12日までの間、同行させていただきました。同期間中には、サクラメント郡上位裁判所の[redacted]氏から不正防止のための会計上の取扱いの運用等や事務局職員の育成等につき話を聞かせていただいた上、セキュリティ関係も含む庁舎全体の見学もアレンジしていただきました。また、Judicial Council of California（カリフォルニア州裁判所の事務局）の建築部門の[redacted]氏及びサクラメント地区[redacted]氏やから裁判所庁舎の建設に関する工事契約手続等の実情についての話を聞かせていただくことができました。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 寺 戸 憲 司	所属庁・官職 松山地方裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面 平成27年2月11日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月7日～2月11日） 平成27年1月7日より 春学期授業聴講及び裁判傍聴等		
キーワード欄 ・ 春学期授業の聴講 ・ カリフォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で の裁判傍聴 ・ アテンド準備		

平成27年2月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡（第7回）

平成27年1月7日～2月11日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 春学期授業の聴講

春学期授業が1月8日から始まりされましたが、今学期は、裁判所訪問のしやすさなども考え、[REDACTED]のCriminal Procedure（刑事訴訟法）（週3回）の授業を聴講することとしました。

秋学期授業で聴講した Evidence（証拠法）とは異なり、捜査段階の手続的規律については、詳細な制定法がないため合衆国憲法の解釈によることが多く、授業で連邦最高裁判例を取り上げられることが多く非常に参考になっています。現在までのところ、逮捕、捜索・差押等について授業が行われています。例えば、修正憲法4条にいう捜索（search）とは何かにつき、リーディングケースとなる判例（プライバシーに対する合理的な期待が害されているかをメルクマールとするもの）が出された後、非常に多数の判例群により射程が画されていくという状況について授業で触れられるなど、アメリカにおける判例による法形成を改めて実感しました。

第2 裁判傍聴等

授業の合間をぬい、1月14日、16日、21日、28日、2月4日にカリ

フォルニア東部連邦地方裁判所及びカリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所で裁判傍聴を行いました。

とりわけ印象に残ったものとしては、裁判官と当事者代理人の厚意により傍聴することができた建築瑕疵の事案（建設会社が下請業者等を訴えたもの）です。建築分野の専門家がspecial masterとして和解進行の中心的な役割を担っており、裁判官も和解期日に同席はするものの、主として当事者への説得はspecial masterが行っていました。日本の和解における専門委員の立ち位置とはかなり異なるものですが、少なくとも同事案においては、special masterの専門的知見を踏まえた説得が奏功して和解が成立しており、制度の差異につき興味深い体験をすることができました。

また、以前、サクラメント郡上位裁判所の裁判官に、陪審員の補充質問の可否について質問させていただく機会があり、その際に、証拠法上不適切な質問をする可能性や判断者としての中立性（質問を行う場合、特定の立場が前提となり適当でない）の観点から非常に謙抑的でなければならないとの指摘をいただいたことがありました。幸運にも、今回傍聴した刑事事件（傷害被告事件）の中で、実例を見る機会に恵まれました。同事案では、PTSDの程度について医師が専門家証人として証言しており、当事者双方が尋問を終えた後、裁判官が陪審員から質問事項書を受け取り、目を通したのち、検察官と弁護人を交えて協議していました。協議後、主尋問者である検察官が修正された質問事項書を読む形で尋問を行っていましたが、上記の両点を検討している状況がうかがえました。

第3 アテンド準備

札幌簡裁田野史雄主任が、3月2日から5日までサクラメントを訪問される予定ですので、アテンドの準備を行いました。既に訪問予定先のアポイントは概ね取れていますので、あとは日程の調整等を行い訪問に備えようと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 寺 戸 憲 司	所属庁・官職 松山地方裁判所 判事補	派遣先 米国 カリフォルニア大学デービス校
提 出 書 面 平成27年3月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月12日～3月8日） 平成27年2月12日より 春学期授業聴講及び裁判傍聴 平成27年3月2日～5日 札幌簡易裁判所田野史雄主任のアテンド		
キーワード欄 ・ 春学期授業の聴講 ・ カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所及び同州控訴裁判所での裁判傍聴 ・ 札幌簡易裁判所田野史雄主任のアテンド		

平成27年3月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・カリフォルニア大学デービス校)

松山地方裁判所 判事補 寺 戸 憲 司

報告書簡 (第8回)

平成27年2月12日～3月8日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 春学期授業の聴講

前回の報告書以降も[REDACTED]のCriminal Procedure (刑事訴訟法) (週3回)の授業を聴講しています。前回以降、自動車内の搜索といった様々な種類の搜索に関して講義が行われ、現在は、取調べと自白について講義が行われています。取調べ自白に関する講義の中で、弁護権の保障についても説明が行われたのですが、その際、連邦最高裁の判例によりself representation (弁護人選任を強制されることない権利)が認められていることが紹介されました。このような日本との相違点がきっかけとなって日本であまり指摘されることのない観点を発見することが多く、得るものの多い授業となっています。

第2 裁判傍聴等

授業の合間を利用して、2月13日、18日、25日及び27日に、カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所及び同州控訴裁判所で裁判傍聴を行いました。

サクラメントにある州控訴裁判所 (3rd district court of appeal) では、1か月のうち1週間程度、口頭弁論が開かれる運用となっています。今回の傍聴では、民事の解雇無効事件について傍聴しました。同事件の主要な争点は、原審裁判官が裁量を逸脱して証人を採用したかであり、この点につき、控訴人、

被控訴人ともに30分の持ち時間を使い、裁判官からの質問に答えていました。法律審である控訴裁判所の実務を見ることができるとともに、30分ずつというそれほど長くない時間の口頭弁論でも、質問の仕方次第では非常に掘り下げた議論ができることを目の当たりにし、日本における審理の参考になりました。

第3 札幌簡易裁判所田野史雄主任のアテンド

札幌簡易裁判所の田野史雄主任が、3月2日から5日までサクラメントにおいて、アメリカの裁判所におけるメンタルヘルスケアの実情及び事務の合理化等について調査をされたので私も同行させていただきました。詳細な報告は、おって同主任がされるかと思いますが、個人的に印象に残ったのが、カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所の [REDACTED] からうかがった退職裁判官任用 (assigned retirement judge) の制度です。カリフォルニアの州裁判所では、退官された裁判官を期限付きで任用する上記制度があり、この制度によって任用された裁判官が繁忙庁等にてん補されています。カリフォルニアの州裁判所では裁判官に関し、選挙制のほか任命制も採用しているため、理論的にもこのような制度が採用できるのだと思いますが、同制度により、各庁の繁忙状況に応じて柔軟に事件処理のための裁判官の数を増減させることができているとのことであり、興味深いものでした。

また、同裁判所では、機械的に事件の配てんを行うのではなく、各裁判官の繁忙状況や事件の難易等を実質的に見極めて、訟廷部門の助言のもと所長 (presiding judge) が各裁判官に事件を配てんすることになっているとのことでした。少なくとも制度自体には各裁判官から不満は出ていないとのことであり、日本とは異なる事件処理体制として、この点も興味深いものでした。

以上